

第 56 号（第62条関係）（平27内府令 6 ・ 全改 ・ 旧第57号繰上、令元内府令12 ・ 一部改正）

第 号		教習修了証明書交付禁止通知書	
		年 月 日	
殿		公安委員会 印	
銃砲刀剣類所持等取締法第9条の8第1項の規定により、下記の期間内における射撃教習に基づき教習修了証明書を交付することを禁止する。			
期	間	年 月 日から 年 月 日まで	
教 習 射 撃 場	指 定 番 号		
	指 定 年 月 日	年 月 日	
	名 称		
	射撃場の区分		
禁 止 の 理 由			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。